



グリーンリストWGにおける これまでの議論と今後の対応について

2025年3月13日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

グリーンリストに関するワーキンググループ設置の経緯とスコープ

- 2022年度のグリーンファイナンスに関する検討会においては、以下の論点が示された。
 - 今後も我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに発展させていく観点からは、特に**新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**であること、
 - リストの拡充にあたっては、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、ガイドライン付属書 1 別表の例示を定期的に更新し、**市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する新しい「仕組み」の構築**が求められること
- 上記を踏まえ、2023年年度からグリーンファイナンスに関する検討会の下に、「**グリーンリストに関するワーキンググループ**」を設置し、グリーンプロジェクト等を例示した付属書 1 別表の拡充を検討していくこととなった。

グリーンボンド等のガイドラインの構成とWGのスコープ

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	21
第2章 グリーンボンド	30
第3章 サステナビリティ・リンク・ボンド	59
第4章 投資家に望まれる事項	71
第5章 本ガイドラインの改訂	72

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	73
第2章 グリーンローン	81
第3章 サステナビリティ・リンク・ローン	108
第4章 貸し手に望まれる事項	119
第5章 本ガイドラインの改訂	120

グリーンリストに関するWGのメインスコープ



付属書1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針	121
付属書2 環境改善効果の算定方法の例	131
付属書3 レポートの例	139
付属書4 KPIの例	142

※参考：付属書 1 はグリーンボンド及びグリーンローンの対象となるグリーンプロジェクトに関する付属書である

今年度の優先課題

- 2024年度のグリーンリストWGでは以下の優先的に検討すべき課題（優先課題）を中心に改訂に向けた議論を進めてきた。

<主な検討課題と優先課題> ※赤字：優先課題

主な検討課題

検討課題①：新規策定又は改訂が行われた国内計画等に基づいた資金使途例等の拡充

検討課題②：ヒアリング・発行事例等に基づいた資金使途例の拡充

検討課題③：グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方

検討課題④：各大分類に係る法令・計画・制度・基準等に関する考え方の整理

検討課題⑤：研究開発の対象や考え方

検討課題⑥：国際的なガイダンス等との関係性の整理

検討課題⑦：資源循環に関する小分類の更なる整理

検討課題⑧：ネガティブな環境効果の更なる整理・充実化

優先課題として
検討・整理を実施

※優先課題は優先度及び想定される検討作業量も踏まえて選定

検討課題①・②【優先課題】

新規策定又は改訂が行われた国内計画等に基づいた資金使途例等の拡充 ヒアリング・発行事例等に基づいた資金使途例の拡充

これまでの主な議論と対応

- 昨年度のグリーンリストの改訂以後に新規策定又は改訂が行われた環境分野の国内計画や発行事例等を確認や、他省庁への照会等も実施し、グリーンリストへの追記・修正事項を検討。
- 脱炭素以外の分野の広がりも意識しつつリスト拡充の対応が引き続き必要なこと、一方でリストの記載が詳細になるとその例示機能と齟齬が出てくる点、技術の進展・普及状況また各種制度基準の見直しの状況に応じて、グリーンとなる資金使途も変化していくこと、また金融機関が活用している一方で、資金調達者においてリストが浸透していない点は課題等との意見があった。

今後の対応

- 第6回WGでの議論も踏まえ、改訂案に対する意見募集を実施。4月以降に改訂版の公表を目指す。

<改訂スケジュール（案）>

開催時期	実施項目	実施概要
3月7日	第6回WG	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンリストの改訂（案）について議論
3月13日 （本日）	検討会への報告	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンファイナンスに関する検討会への報告
4月以降	意見募集の実施	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンリスト改訂（案）に対する意見募集を実施
	改訂案の公表	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンリスト改訂版の公表

検討課題③【優先課題】 グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方の整理

これまでの主な議論と対応

- 2024年6月にICMAより「Green Enabling Projects Guidance」（以下「GEPガイダンス」という）が発表された。グリーンリストの拡充の観点からも重要な考え方であるため、優先検討課題として取り上げた。
- WGでは具体的な資金調達事例を取り上げつつ、GEPガイダンスで提示された評価項目に照らした際の分析・評価や、検討すべき課題を議論した。
- またWGでの議論の内容を、我が国における具体的な組成事例と併せて、ICMAのGEPタスクフォースにも共有した。

今後の対応

- WGでの議論の要点を整理し、GEP案件を組成する際の参考となるような資料をWGの成果物として環境省HPにて公表予定。
- 事務局にてGEPに該当する事例の継続的な情報収集を実施。
- ICMAのGEPタスクフォースの議論について継続的にフォローを実施。WGでの議論の成果をICMAのGEPタスクフォースにも共有。

検討課題④【優先課題】 各大分類に関する法令・計画・制度・基準等の整理

これまでの主な議論と対応

- 第4回のWGまでに3つの小分類を対象に、参考となる基準等（法律、施行令、施行規則、告示、通達、戦略、計画、方針、指針、ガイドライン、手引き、等）を調査し、整理。
- 分類ごとに関係する法令等の量の違い、グリーンリストの役割・位置付けなどから網羅的に整理することの難しさ、定期的な管理・更新の必要性等が指摘され、グリーンリストとは別に大分類ごとに参照しうる情報サイト（関係府省のHP等）の一覧を整備し、案件の組成をする際などの参照資料を作成していくこととなった。

今後の対応

- 全ての分野について網羅的に情報の収集を行うのではなく、情報の整理がより有効と思われる特定の分類について、関係省庁の担当者からの情報収集や協力の依頼を開始。
- 来年度以降も引き続き作業と情報収集を実施。

今年度以降の改訂方向性について

2025年度以降

更新サイクルの構築

国際原則や国内計画等との整合性を図るための継続的な改訂と市場参加者からのインプットの収集を定期的に行うことができるようなサイクルの構築を目指す

2024年度

型に基づいた発展

関係省庁への確認を実施し、更なる資金使途事例を追加
各大分類に関する法令・計画・制度・基準等の整理、必要に応じたグリーンリストへの反映

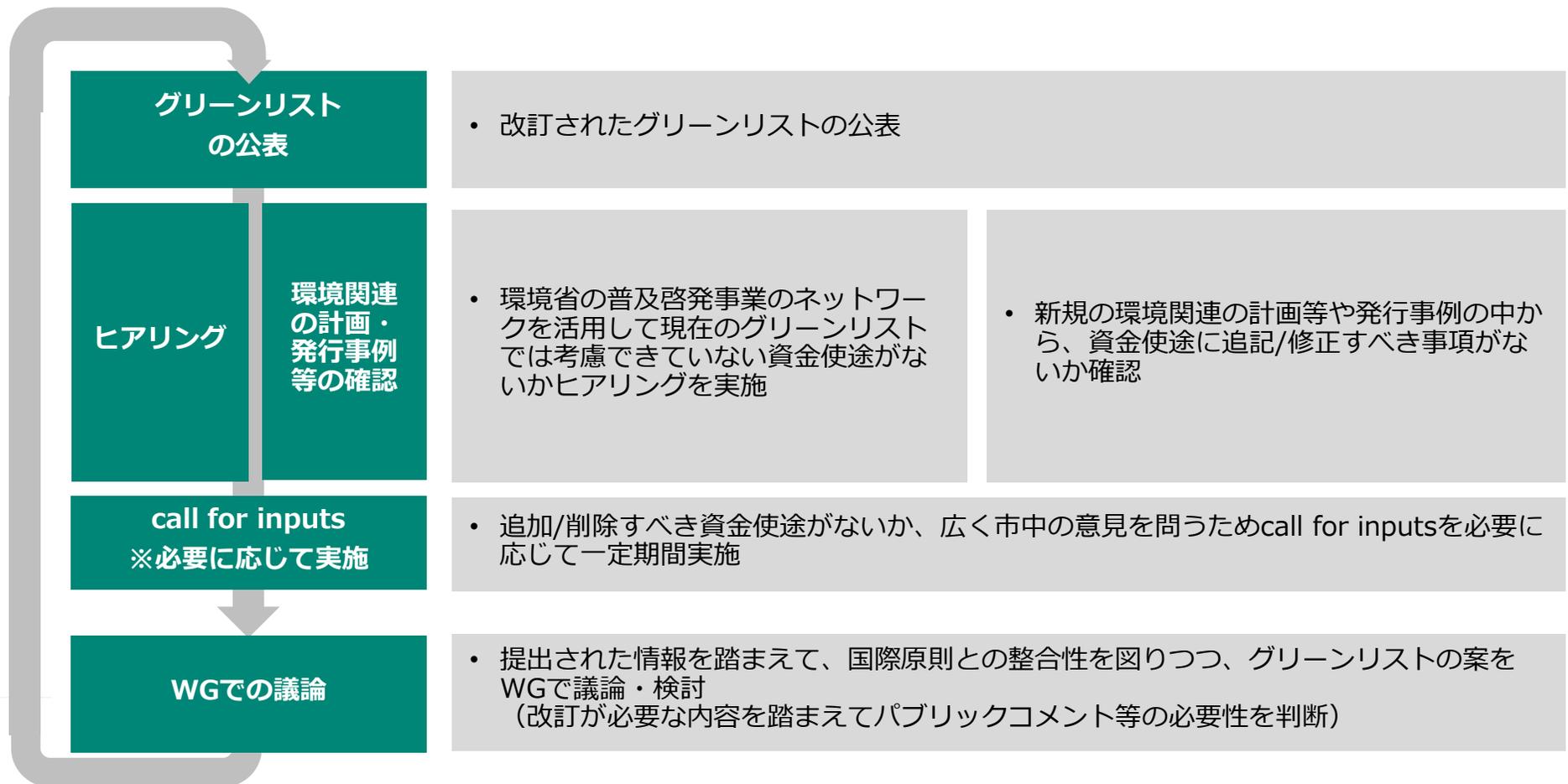
2023年度

型づくり

国際原則や国内計画等との整合性を図る等の
既存の記載内容の整理及び見直しを主眼に置いた改訂作業の実施

資金使途例の拡充に向けた更新サイクルのイメージ

- 国際原則や国内計画等との整合性を図るための継続的な改訂に加え、資金需要の顕在化、質の担保のために、来年度以降下記のサイクルにより資金使途の例示の更新を実施していく。
- 継続的な更新作業を今後も実施することで、グリーンファイナンスに対する我が国の着実な取組姿勢を示す



(参考) ICMA Green Enabling Projects Guidanceの概要

- ICMAは2024年6月、「Green Enabling Projects Guidance」（以下「GEPガイダンス」という。）を公表。グリーンプロジェクトのバリューチェーンで重要な役割を果たすがそれ自体では明確にグリーンとは位置付けられない、グリーンイネーブルングプロジェクト（以下「GEP」という。）に求められる評価項目等を示している。
- 削減貢献量の概念の重要性を背景に、バリューチェーン全体における環境インパクトを捉え、インパクトの発現を触媒するイネーブラーの役割をグリーン概念の中に位置づける試みと考えられる。
- GEPガイダンスでは投資と活動の両方を対象とし、環境面での明確な便益をもたらす「Enabled Green Project」（以下「グリーンプロジェクト」）と、必ずしもそれ自体が直接環境にポジティブなインパクトを発現するわけではないがバリューチェーンに必要な「Green Enabling Project」を区別することで、概念を整理している。

「Green Enabling Projects」に関する評価項目

グリーンイネーブルングプロジェクトとして必要な属性	1. 適格GEPの具体的な基準 (criteria)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンプロジェクトのバリューチェーンにとって必要：それ自身が直接環境効果を生むものではないが、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトのバリューチェーンの発展や実行に必要な (necessary) な要素である。 ・ カーボンロックインしない：他の技術的に実施可能で商業化が予測できるソリューションと比較し、地域性に照らした多排出活動のロックインにつながるべきではない。 ・ 明確で定量可能な帰属する環境改善効果：実績値や推計に基づき、ライフサイクル分析により定量化できる、帰属する環境改善効果を示さなければならない (must)。 ・ 環境・社会への負の影響の緩和：適切に環境・社会への影響やリスクを管理し、透明性をもって説明すべきである。
	2. 最終用途の透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEPは、グリーンプロジェクトに限らない複数の最終用途を持つことが想定される。グリーンプロジェクトの最終用途に対するトレーサビリティの程度に関わらず、環境改善効果を示すべきである。 ・ 関連する場合、発行体はGEPを全額グリーンボンドに算入するか、最終用途に応じて比例配分方式を用いるか決定することができる。いずれの場合も、選択したアプローチを投資家に明確に説明しなければならない (must)。 ・ 最終用途が既知で大部分が追跡可能である場合はグリーンプロジェクトへの配分割合を、未知の場合は想定などを示す必要がある。
追加ガイダンス	① グリーンボンド原則との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEPを含むグリーンプロジェクトの発行体は、グリーンボンド原則(特にSection 2)に適合しなければならない (shall)。
	② 主なセクターの例示	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEPが必要となるバリューチェーンを持つ主な産業を例示（鉱業・金属、建築・建設、化学物質・特殊化学品、ICT・通信ネットワーク、工業用部品・コンポーネントの製造）。
	③ インパクトレポーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダブルカウントのリスクを注意深く考慮する必要がある（ICMAのGuideline Handbookを参照できる）。